

弘前地区電算共同化推進協議会  
自治体情報システムの標準化に係る  
情報提供依頼書（RFI）

令和6年1月11日

弘前地区電算共同化推進協議会

## 1 背景・目的

弘前地区電算共同化推進協議会（以下、「本協議会」という。）は、平成27年4月から弘前市、大鰐町、田舎館村及び西目屋村の4市町村で共同クラウドシステムの利用を開始し、平川市（平成31年4月）、藤崎町（令和3年4月）、板柳町（令和3年6月）が追加加入し、現在7市町村で構成されています。

地方公共団体の基幹業務システムについては、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」の施行に伴い、国が定める標準化対象の20業務について、国が示す標準化基準に適合する基幹業務システム（以下、「標準準拠システム」という。）の利用が義務付けられ、ガバメントクラウドを利用することが努力義務とされています。

現在、本協議会では、令和7年度末までに標準準拠システムへの移行に向け、検討を進めているところです。

本RFIは、標準準拠システムの提供可否等を把握し、標準化対応を目標とする時期までに確実に実施するために、参考情報の提供を依頼するものです。

## 2 協議会基本事項

本協議会は次の市町村によって構成されています。（人口は令和2年度国勢調査による）

No.	市町村名	人口
1	弘前市	168,466
2	平川市	30,567
3	西目屋村	1,265
4	藤崎町	14,573
5	大鰐町	8,665
6	田舎館村	7,326
7	板柳町	12,700
	計	243,562

## 3 情報提供依頼 対象業務

本RFIで対象とする業務は、「別紙1 RFI対象業務及び現行システム一覧」の対象業務の項目が「○」の業務とします。

## 4 現行システム概要

本協議会の各市町村の現行システムの一覧は「別紙1 RFI対象業務及び現行システム一覧」をご参照ください。

## 5 提出方法

電子メールにて、回答様式（電子媒体）を下記問合せ先に送付し、その旨を電話にて連絡してください。なお、電子メールでの送付が困難なものについては、下記問合せ先にその旨お問い合わせください。

※回答様式以外にも回答にあたり必要な資料等がありましたら、併せて送付お願いします。

## 6 提出期限

令和6年1月24日（水）正午まで

## 7 前提条件

・「3 情報提供依頼 対象業務」で対象とするすべての業務について、本協議会の7市町村すべてに提供可能な場合、回答することとし、**提供不可の場合は、情報提供は不要とします。**

・標準準拠システムへの移行は、7市町村すべて令和7年度までに完了することを目標としているため、令和7年度中の標準化対応に向けた十分なスケジュールを確保したうえで、情報の提供をお願いします。

・移行方式はシフト&リフトとし、ガバメントクラウド上にシステムを構築することとします。

・コンソーシアムとして情報提供することも可とします。その場合、**協定書等の構成企業間での合意が確認できる書類の提出もお願いします。**

## 8 その他

・本情報提供依頼に対する内容について、別途詳細についてお問合せを行うことがあります。

・本情報提供依頼は、参考として情報提供を依頼するものであり、契約を前提としたものではありませんので、ご了承ください。

・情報提供をいただけなかった事業者に対し、将来的に不利益な取扱いが生ずることはありません。

・本情報提供依頼に係る資料の作成、提出等に要する費用は、事業者のご負担でお願いします。

・ご提供いただいた資料等につきましては、返却しません。

・本情報提供に関する回答等については、当該目的以外には使用しません。

《お問い合わせ先》

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前地区電算共同化推進協議会 事務局（弘前市総務部情報システム課）

電話：0172-40-4486

メールアドレス：jouhou@city.hirosaki.lg.jp

※CC で以下にも送付お願いします。

kik-narumi@city.hirosaki.lg.jp

ryo-tazawa@city.hirosaki.lg.jp